



# まちづくり通信

第18号

新清洲駅北土地区画整理事業

平成30年4月発行

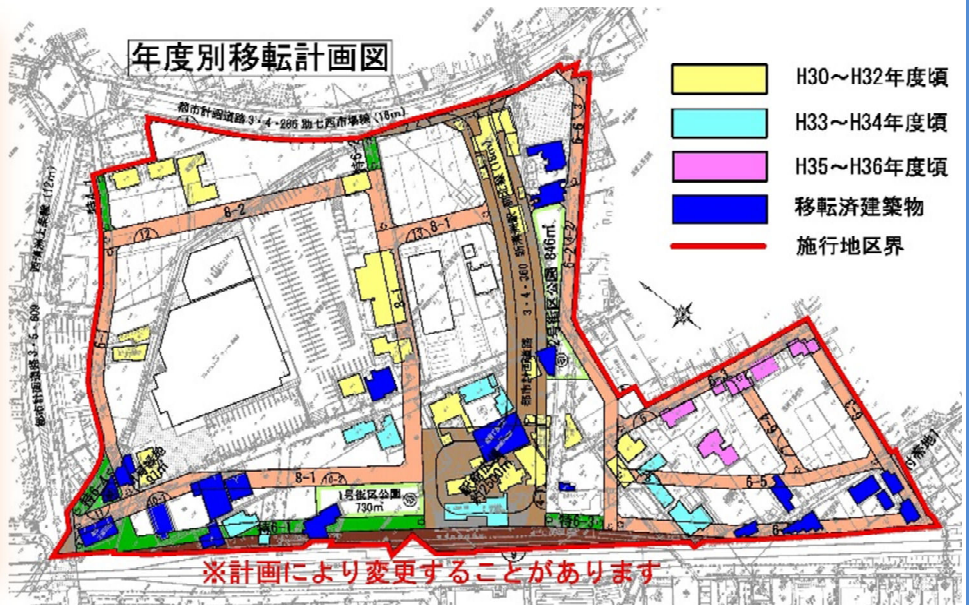
春和の候、皆様ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、本事業においては、平成30年度からいよいよ工事が始まります。今回の通信では、事業スケジュールおよび平成30年度工事の概要と今後皆様に仮換地としてお引渡しする「宅地整備の内容」、そして、平成30年4月1日付けで告示となりました都市計画の変更（用途地域、防火・準防火地域、地区計画）についてお知らせします。

## 今後の事業スケジュール

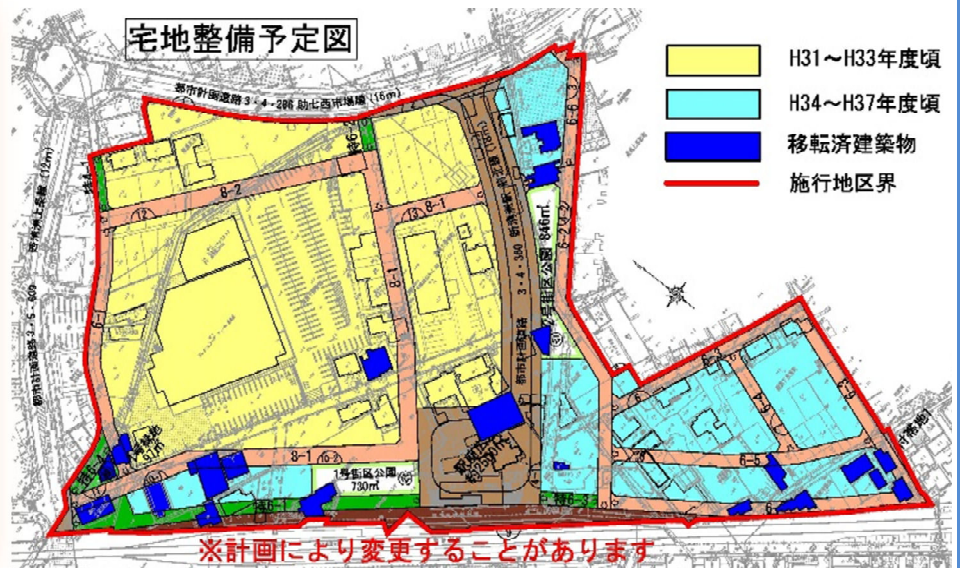
### 建物等の移転について

事業を進める際には、皆様方の建物や工作物などの移転のご協力をお願いすることになります。右記の図面は、平成30年度以降の移転計画（予定）ですが、具体的な移転時期などは個別にご説明に伺いますので、ご理解ご協力をお願いします。



### 宅地整備予定について

平成30年度から工事が始まり、右記の図面のとおり平成31年度以降順次仮換地をお引渡します（予定）。なお、工事期間中は振動・騒音等ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

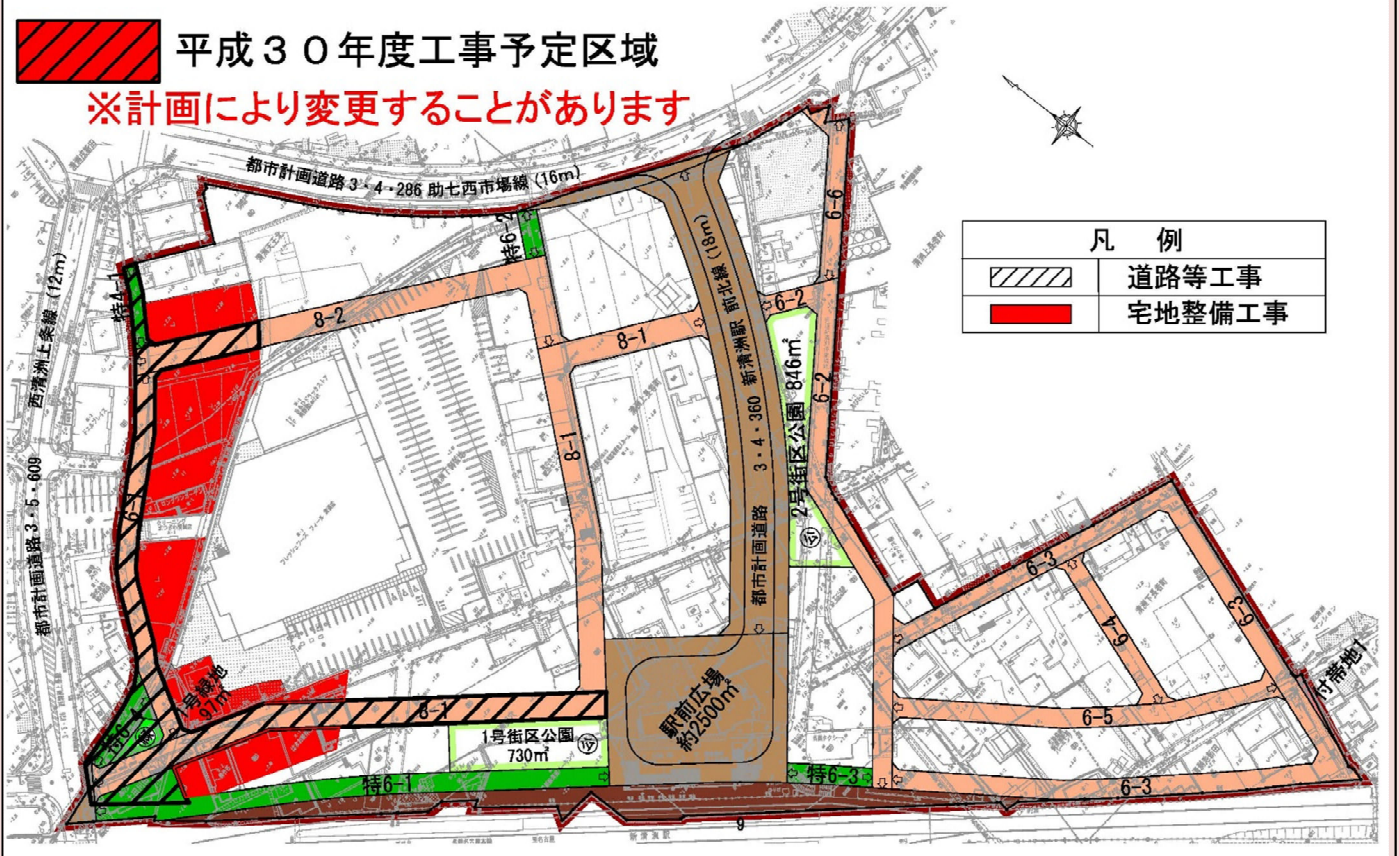




# 平成30年度工事予定



平成30年度工事予定区域

※計画により変更することがあります



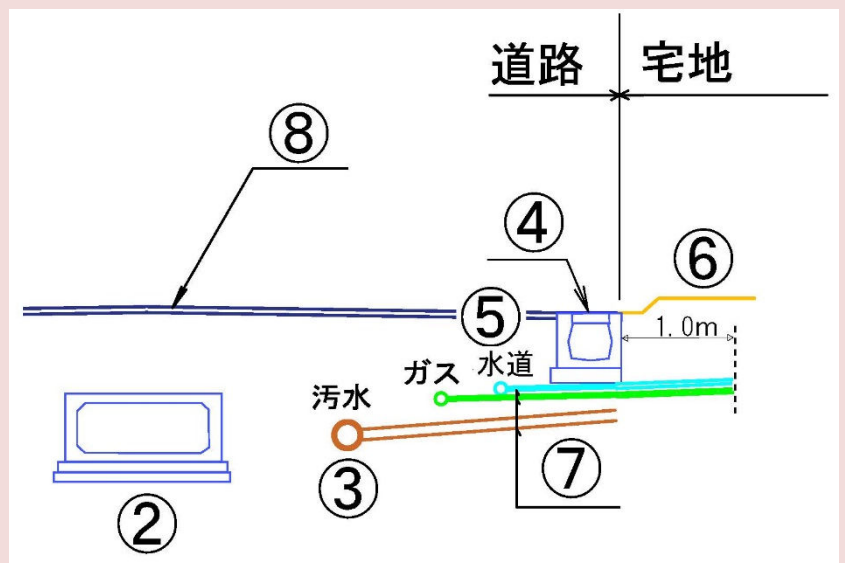
上記の  と  の区域は、平成30年度から工事を開始する予定です。工事の手順としては、下記のとおり進めてまいります。

※工事の詳細や工程が決まりましたら、別途ご案内します。

## 施工手順（標準的なもの）

- ① 最初に今の電柱などを移します
- ② 排水路を作ります
- ③ 污水管を敷設します
- ④ 側溝を作ります
- ⑤ 水道・ガス管を敷設します
- ⑥ 宅地を整地します
- ⑦ 水道などを宅地へ引込みます
- ⑧ 最後に道路の舗装をします

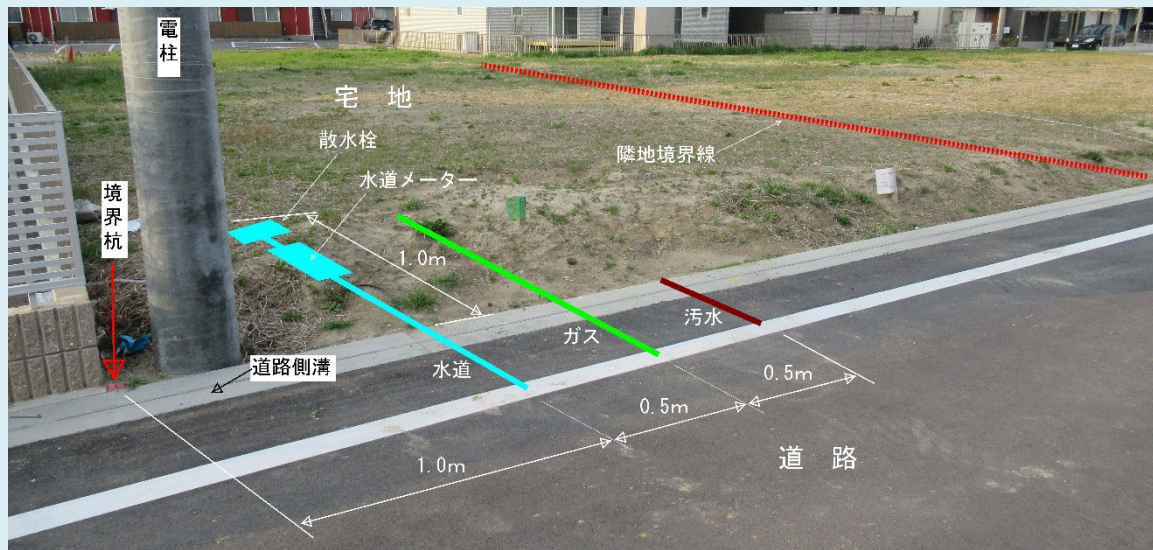
〈施工手順のイメージ〉



宅地(仮換地)や道路が  
使用できるようになります

## 宅地整備の内容

### 〈宅地完成時のイメージ〉



#### 1. 宅地内へ「水道・ガス・汚水」管の引き込みをします

当地区では、皆様方の仮換地への「水道・ガス・汚水」管の引込みについては施行者（清須市）が事業により設置します。工事の時期が近づいてきましたら、土地所有者の方などへ個別に引き込み位置などの意向をお聞きします。

※詳細は個別にお知らせいたします。

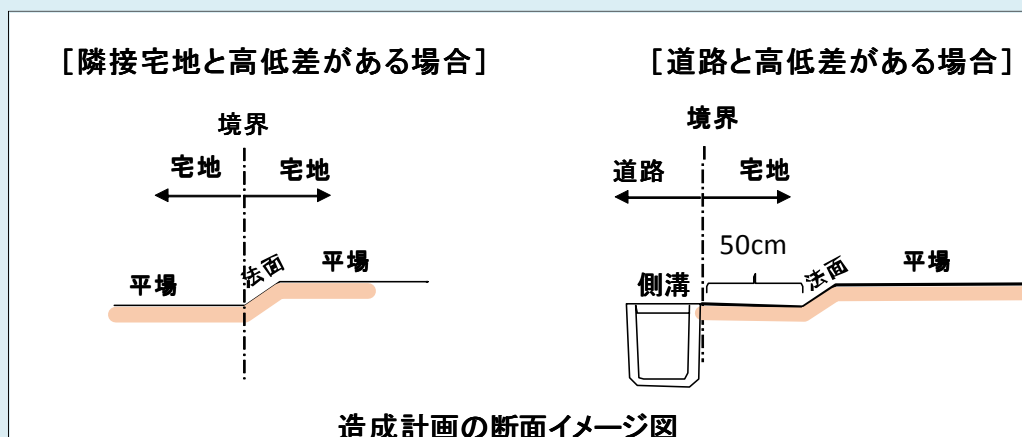
#### 2. 電柱を宅地内に設置します

当地区では、新しいまちづくりの取り組みとして、交通の円滑化や道路景観の向上をはかるため、土地所有者の方などのご理解とご協力のもと、電柱やその支線は宅地内へ設置する計画としました。

※詳細は個別にお知らせいたします。

#### 3. 宅地の造成について

宅地の高さ（地盤高）は道路より低くならないよう造成します。隣地宅地と高低差が生じる場合は高い側の宅地を盛土し法面（斜面）を作ります。

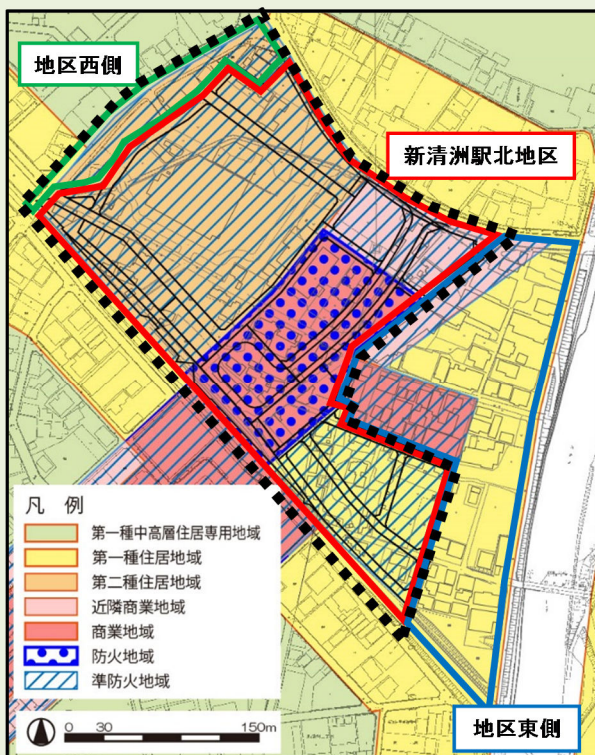


## 都市計画の決定について

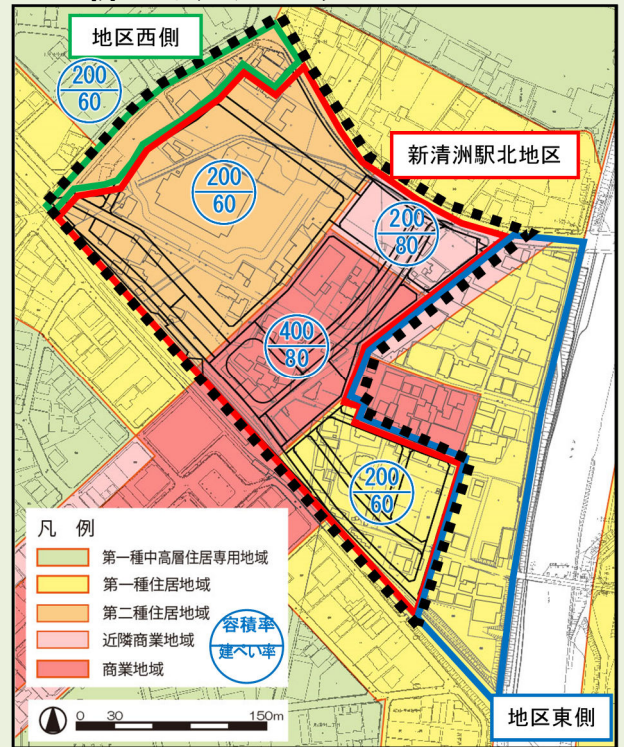
平成29年度に「用途地域、防火・準防火地域、地区計画」の都市計画の変更・決定に向け手続きを進め、平成30年4月1日付をもって告示することができました。

これは、区画整理事業に合わせた、まちの将来像にあう土地利用を誘導・規制するための都市計画の変更・決定であります。詳細については、建設部都市計画課にお問い合わせください。

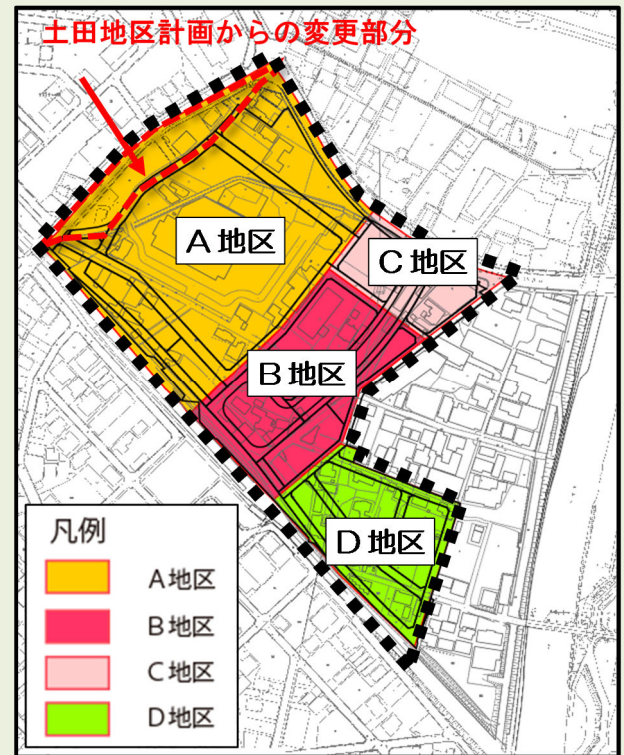
### 2. 新たな防火及び準防火地域



### 1. 新たな用途地域



### 3. 新たな地区計画



※地区の特性に応じて4地区に区分し、建築物の規制・誘導を図ります。

この土地区画整理事業に関わるご意見、ご要望は下記までお願いいたします。

清須市建設部 新清洲駅周辺まちづくり課 まちづくり係

TEL:052-400-2911 FAX:052-400-2963

ホームページ: <http://www.city.kiyosu.aichi.jp/> 電子メール: [machizukuri@city.kiyosu.lg.jp](mailto:machizukuri@city.kiyosu.lg.jp)